

相生市道路照明LED化事業
仕様書

令和4年9月

相生市 建設農林部都市整備課

1 事業の目的

相生市（以下「本市」という。）に設置している道路照明を、LED照明灯具に交換することで、省エネルギー化を図り、地球温暖化に係る温室効果ガスの削減と、電気料の削減、修理並びに交換回数の削減により財政負担の低減等を図ることを目的とする。

2 事業名

相生市道路照明LED化事業（以下「本事業」という。）

3 事業内容

灯具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借。

4 賃貸借契約

(1) 契約方法

道路照明の灯具取替工事及び不具合対応を含めた包括的賃貸借契約。

(2) LED照明機器等の納入期限

契約の日から令和5年6月30日まで。

なお、個々の機器等の設置が完了した時点から供用を開始することとし、賃貸借開始日までに障害が発生した場合には、事業者の責において補修等を行うものとする。

(3) LED照明機器等の賃貸借期間

令和5年7月1日から令和15年3月31日まで。（10年間）

（令和5年4月1日以降で、全灯LED化交換完了日から開始）

(4) 支払方法

賃貸借料の支払いは月額後払いとし、発注者は事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

5 付帯する業務

(1) 道路照明の現況調査等

(2) 灯具及び設置に必要な付属品一式の設置

(3) 道路照明管理システムの構築及び更新データの納品

(4) 取り付けた灯具及び設置に必要な付属品一式の不具合対応

(5) その他、提案募集要項及び機器仕様書に記載のとおり

6 賃貸借物件

LED照明灯具、配線、電源装置、アダプタ等関連機器、管理プレート、

取付金具等（以下「機器等」という。）、データ各種

7 履行場所

相生市内全域

8 動産総合保険

事業者は賃貸借物件に対して賃貸借期間中、動産総合保険（新価特約付）に加入するものとする。

また、事業者は本契約締結後、保険加入していることを証明する書類を速やかに発注者へ提出すること。

9 賃貸借期間終了後の対応

本業務において調達した機器等は、賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

10 公租公課

本件の固定資産税にかかる事業者の納税義務は発生しない。

11 事業対象灯数

以下は既設道路照明の灯数（事業対象灯数）であり、賃貸借灯数は現況調査等の結果による。なお、調達する機器等については現在設置されている灯具と同等以上の性能を有する機器等とし、別紙機器仕様書に定める仕様を満たすものとする。

（１）既設照明器具別の対象灯数は下記のとおりとする。

道路照明 2,746 灯 内既設LED 1,537 灯

水銀灯 292 灯、ナトリウム灯 37 灯、蛍光灯 880 灯

※合計基数は、令和4年7月末現在の数値である。

※道路照明の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

12 業務概要

事業者は、既存灯具の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、賃貸借方式によるLED照明取替工事及び付帯サービス（維持管理サービス等）について、本市と合意した内容で賃貸借契約を締結し、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を行うものとする。

（１）LED道路照明の賃貸借

ア LED照明器具は本仕様書及び機器仕様書記載の内容を満たすものとする。

イ 設置に必要な付属品についても本業務に含む。

ウ 管理番号等を記載した管理プレートの設置を本業務に含む。

(2) 付帯する業務

ア 現況調査等

(ア) 既設LED灯を含む全ての既設道路照明について、所在地、引込柱、灯具種類、具体的な設備内容など設備設置上必要となる各種情報を調査する。

(イ) 現地調査及び機器等の設置にあたり、既設柱の状態についても調査する。損傷等を確認した場合は、発注者と協議を行い、対応を決定するものとする。

※調査項目については、調査実施前に本市と協議の上決定するものとする。

イ 電力契約の調査・照合・申し込み

(ア) 電力会社と緊密な連携のもと、既設道路照明に係わる電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合する。

(イ) 電力契約と既設LED照明を含む全ての既設道路照明の数量を把握し、相違を整合する。(道路照明設備があつて電力契約のないもの、電力契約があつて設備がないものを選別し、それらについて電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。既設LED照明においては消費電力と電力契約容量の相違を整合する。)

(ウ) LED化に伴う契約変更の申込み及び前項で把握した契約相違に係わる新設又は減設申込みを実施する。

(エ) 関西電力等の手続きは全て代行し、設置後、速やかに電力会社に申請する。

ウ 道路照明管理システムの構築及び更新データの納品

事業者は賃貸借期間中、本市と事業者との情報共有及び安定した管理運営を図るため、以下の要件を満たす道路照明台帳データを、納品すること。

(ア) データ更新について

a 本事業開始後、調査の結果により完成した道路照明管理システムデータを納品する。

b 賃貸借開始後、道路照明に関する本市からの異動連絡(修繕・

撤去・移設)を受け付け、これに基づき道路照明管理システムを定期的に更新し、本市に報告すること。

- c 前項により作成された最新の道路照明台帳データの報告及び納品を事業期間中定期的に行うものとする。なお、報告は電子媒体(CD-R等)でも可とする。
- d 既設LED道路照明及び賃貸借期間中に本市等が新規設置する道路照明についても、道路照明管理システムのデータ更新対象とする。

エ 灯具等の設置

- (ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
- (イ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
- (ウ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工監理を実施する。
- (エ) 現地調査により作成された導入計画に基づき、工事計画書を速やかに作成し、本市と調整を図ること。
- (オ) 既設灯具を取り外し、機器を設置すること。機器の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により実施すること。
- (カ) 機器の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を工事前に行い、本市に報告するとともに、対応について協議すること。

オ 管理プレートの設置

- (ア) 現場調査及び電力契約の照合等の結果により作成する道路照明データを基に、市名管理番号等を表記した管理プレートを設置する。管理プレートは既設LED照明にも設置する。
- (イ) 管理プレートの材質は、紫外線等による対候性能について、JISA1415(2013年)での試験をクリアしていること、又は同等の性能を有するものとし、錆の発生が無いものとする。
- (ウ) 管理プレートの刻字は、劣化が少なく、文字の視認が容易であること。

カ 既設道路照明(LED除く)設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

- (ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施

工・施工管理を実施する。

(イ) 撤去した設備（灯具本体、付属物等）については、環境保護の観点から可能な限り再利用をするものとし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告すること。

キ 賃貸借期間中の本市による新設道路照明及び移管等により取得した道路照明の維持管理

事業者は、賃貸借期間中における道路照明の新規設置は行わないものとし、本市等が新規に設置したLED道路照明については、維持管理及び道路照明管理システムのデータ更新対象とする。

ク 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

(ア) 事業者は賃貸借期間中、設置した機器等が正常な状態で使用できるよう不具合対応を実施すること。また、既設LED及び賃貸借期間中の本市による新設LED道路照明についても維持管理対象に含めること。

(イ) 事業者は、道路照明に関する本市からの移動連絡（新規設置・撤去・移設）などを受け付け、これに基づき台帳データ更新をする。また、前項の修繕結果についても同様とする。

(ウ) 事業者は、不点灯など不具合発生時の維持管理体制を確立すること。なお、補修等について適正かつ迅速な対応が必要となることから、市内の電気工事業者の選定を重視すること。

(エ) 事業者は、本市又は市民からの連絡受付のため維持管理体制並びに本事業専用電話回線を備えたコールセンターを設置するとともに、本市又は市民からの依頼に基づき本設備の修繕ないし灯具交換等を行うものとする。

なお、当該作業のための現地確認は依頼を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に実施するものとする。

ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した自立柱が道をふさいでいる時など）は、速やかに対応作業の協力をするものとする。

その際に生じる費用は、その損害の原因により、事業者又は本市が負担することとする。

a 事業者が負担する場合

(a) 本設備の製品としての不具合による故障。

(b) 火災、落雷、取扱い不注意による破損、盗難、雪害、風害、いたずら、破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、車両の接触・衝突等によって生じた損害。

b 本市が負担する場合

- (a) 清掃、近隣樹木の伐採、除雪など、本市の依頼による作業員の責による損害。
- (b) 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害。
- (c) 戦争、暴動、変乱による損害。
- (d) その他、上記ア以外で、事業者の責に因らない損害。

ケ 不具合対応を実施した際には、不具合対応報告書を提出すること。

コ 事業者は、本設備について、自己の負担で動産総合保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容は、本市と協議のうえ定めるものとする。

サ その他の留意事項

- (ア) 発注者が管理する道路照明柱等を更新するときは、事業者と別途協議を行うこととする。
- (イ) 受注者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- (ウ) 市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏えいを確実に防止すること。
- (エ) 第三者へ資料の提供を行う場合は、市の承認を得ること。
- (オ) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは規定していない要件が発生した場合は、市と協議の上、対応を決定することとする。

(3) 本市と事業者との責任分担について

ア 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担は、予想されるリスクと責任分担（以下「分担表」という。）によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

本事業の予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負 担		
			本市	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○		
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保 険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止・遅延	○	
			設備導入に必要な許可等の遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破たんによるもの				○	
計画・設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による。)	○	○	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○	
	設計変更	本市の指示条件・指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災など設計変更・中止・延期	○	○	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本市の指示・判断によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
工事遅延・完成	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○			

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
			本市	事業者
工 事 段 階	工事遅延・完成	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	
支 払	金 利	市中金利の変更		○
維 持 管 理 関 係	設計変更	本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○	